

福祉医療費助成制度の変更について

福祉医療費助成制度とは、障がいのある人やひとり親家庭などの人を対象に、医療費の自己負担の一部を助成する制度です。平成 30 年 4 月 1 日から対象者や対象医療、一部自己負担額を変更します。

◎重度障がい者医療について／市民福祉課（内線 2444）、老人・子ども医療について／保険年金課（内線 2219）
ひとり親家庭医療について／こども家庭課（内線 2223）

●平成 30 年 4 月 1 日からの変更点（青色太字下線部分）

区分	対象者	対象医療	一部自己負担額			
			1 日当たりの負担額	一つの医療機関等当たりの上限日数	院外調剤への自己負担	複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額
重度障がい者医療 (旧障がい者医療)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者保健福祉手帳 1 級所持者【新規】 ・指定難病（特定疾患）受給者証所持者で障害基礎年金 1 級または特別児童扶養手当 1 級該当者【新規】 ・身体障がい者手帳 1・2 級所持者 ・重度の知的障がい者 ・中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険が適用される医療 ・訪問看護ステーションからの訪問看護（医療保険分） 	1 医療機関ごと入院、通院とも 500 円以内	なし	1 調剤薬局ごと 1 日 500 円以内	3,000 円 * 5
老人医療	<ul style="list-style-type: none"> 【廃止】 * 1 一部対象者は統合あり * 2 経過措置あり 	<ul style="list-style-type: none"> 【拡充】 * 4 	1 訪問看護ステーションごと 500 円以内 * 4			
ひとり親家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の 18 歳に到達した年度末日までの子 ・上記の子を監護する父または母 ・上記の子を養育する養育者 ・裁判所から「配偶者暴力等（DV）に関する保護命令」が出された DV 被害者【拡充】 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病床への入院は助成対象外 * 3 経過措置あり 	月 2 回まで 1,000 円限度	なし		2,500 円
子ども医療	0 歳～中学 3 年生 (15 歳に到達した年度末日までの子)					

- * 1 一部の対象者は、重度障がい者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度へ統合し、福祉医療費助成制度は、継続して受けられます。重度以外の精神通院医療の人・難病患者と結核患者の人は、助成対象外となります。
- * 2 平成 30 年 3 月 31 日時点での老人医療対象者は、経過措置として平成 30 年 4 月 1 日から 3 年間は、引き続き助成対象となります。
- * 3 平成 30 年 3 月 31 日時点での福祉医療対象者（精神通院医療は除く）は、経過措置として平成 30 年 4 月 1 日から 3 年間は、引き続き助成対象となります。
- * 4 訪問看護とは、看護師などが生活の場へ訪問し、療養生活を支援するサービスです。ただし、65 歳以上の要介護者は、介護保険が優先適用となります。
- * 5 平成 30 年 4 月診療分以降で重度障がい者医療、老人医療（経過措置）の対象者で窓口での申請が必要な場合は、大阪府外で受診した場合のみとなります。月額の自己負担額が 3,000 円を超えた場合は、対象者へ超過額をお返ししますので、窓口での申請は不要です。



ご注意ください！

現在、大阪府が発行した特定医療費（指定難病）受給者証、自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの 65 歳以上の人で、老人医療（一部負担金相当額等一部助成）の医療証をお持ちでない人は、3 月 30 日（金）までに保険年金課へ申請することで、3 年間の経過措置を受けることができます（一部疾患は対象外。所得制限があります）。

国民年金保険料の「追納制度」、「後納制度」について

免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、追納できます
平成30年9月まで、過去5年以内で未納となっている保険料は、後納できます

保険料の全額免除や一部免除などの承認を受けた期間（一部納付の場合は一部納付保険料を納付済の期間）は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金の金額が少なくなります。

また、納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間や未納となっている期間については、老齢基礎年金の年金額に反映されません。

将来、より多くの年金を受け取っていただくため、さかのぼって納めることのできる「追納制度」・「後納制度」が設けられており、追納・後納した期間は保険料を納めた場合と同様に年金額に反映されます。

なお、免除・猶予・学生納付特例の承認を受けた年度から3年を過ぎて追納・後納するときの保険料額は、経過した期間に応じて、当時の保険料額に一定の額を加算した金額になります。

㊟追納に関すること 保険年金課（内線 2289）、貝塚年金事務所Tel 431-1122

㊟後納に関すること 国民年金保険料専用ダイヤルTel 0570-011-050、貝塚年金事務所Tel 431-1122

●平成30年3月末までに追納する場合の金額●

追納する期間	追納月額（円）				
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成19年度の月分	15,040	11,280	7,520	3,760	追納加算額は ありません
平成20年度の月分	15,160	11,370	7,570	3,790	
平成21年度の月分	15,250	11,430	7,620	3,810	
平成22年度の月分	15,510	11,630	7,750	3,870	
平成23年度の月分	15,290	11,460	7,650	3,820	
平成24年度の月分	15,140	11,350	7,570	3,780	
平成25年度の月分	15,120	11,340	7,560	3,780	
平成26年度の月分	15,270	11,450	7,630	3,810	
平成27年度の月分	15,590	11,690	7,790	3,900	
平成28年度の月分	16,260	12,190	8,130	4,060	



国民年金保険料の現金納付及びクレジットカードを利用した納付について

昨年4月から、現金納付及びクレジットカードによる納付も、2年前納ができるようになりました。クレジットカードによる国民年金保険料の納付（保険料の一部免除の承認を受けている人を除きます）をご希望の人は、貝塚年金事務所へお申し込みください（クレジットカードを提示し、直接納付する方法ではありません）。

なお、現金納付及びクレジットカード納付では、口座振替による早割は適用されません。また、前納の金額は口座振替で納付する場合と異なります。詳しくは、貝塚年金事務所までお問い合わせください。

※クレジットカードでの前納（2年前納・1年前納・6か月前納）をご希望の人は、2月末までに手続きが必要です。

㊟貝塚年金事務所Tel 431-1122

国民年金保険料の口座振替による前納のお申し込みはお早めに

国民年金保険料を口座振替で納めると、振替方法によっては納付書で納めるよりも保険料が割引になります。

口座振替での前納（2年前納・1年前納・6か月前納）をご希望の人は、2月末までにお申し込みください。

▶**申し込み** 年金手帳や納付案内書、通帳、金融機関届出印を持参の上、保険年金課、貝塚年金事務所または口座をお持ちの金融機関・郵便局へ

※保険料の一部免除の承認を受けている人は、口座振替による前納割引はご利用できません。

㊟貝塚年金事務所Tel 431-1122

保険年金課（内線 2289）



泉州南広域消防本部からのお知らせ

★住宅用火災警報器は家族の命を守る見張り番

▶急げ 住宅用火災警報器の設置！

全ての住宅に設置が義務づけられています。未設置の人は、今すぐに設置をお願いします。

▶住宅用火災警報器の維持管理

万が一の火災に備え、日頃から点検とお手入れをしましょう。表示された交換期限になれば本体ごと交換しましょう。

▶悪質な訪問販売にご注意！

消防署が住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。また住宅では、点検報告の義務もありません。不審に思えば、その場で最寄りの消防署が消防本部に連絡してください。

◎泉州南広域消防本部予防課
Tel 469-0119



★応急手当普及員再講習を開催します

事業所や当消防組合管内施設において、応急手当普及員として既に認定されている人に対して、最新の情報や講習方法、指導方法などについて座学や実技を通して講習を行います。応急手当普及員の認定は、資格取得から3年で失効しますが、再講習受講で、さらに3年間有効となります。

▶日時 2月23日(金)午前9時～正午

▶場所 泉州南広域消防本部5階研修室

▶定員 先着20人

▶受講料 無料

▶申し込み・問い合わせ

2月13日(火)～22日(休)の月～金曜日、午前9時～午後5時30分に電話またはファクスで消防本部警備課 (Tel 462-1080 / Fax 460-2119) へ
※詳しくはお問い合わせください。



南泉州リレーウォーク 海道・山道をたどる

「第6回潮風と大阪産をもとめて阪南海道を歩く」

▶日時 3月10日(土)午前9時30分～午後3時30分

▶行程 鳥取ノ荘駅南改札口集合～法福寺～西鳥取漁港～善六の墓～清水大師～えびの浜～旧尾崎村役場～西本願寺尾崎別院～おざき出会い館～浪花酒造(買い物)～尾崎駅解散(約5km)

▶定員 先着100人

▶参加費 300円(傷害保険、資料代など)

▶持ち物 弁当、飲み物、雨具など

▶申し込み 2月23日(金)までに電話またはファクスで(土・日曜日、祝日を除く)
※住所・氏名・年齢・電話番号をお知らせください。

▶主催 まちおこし夢テラス

◎阪南はなやか観光協会 Tel 447-5547 Fax 447-5847



広告掲載枠

この広告についてのお問い合わせは、合同会社IM総合企画 (Tel 072-242-7997) へ

阪南市指定文化財に指定しました

「日根郡鳥取郷の製糖用具」



▲白砂糖を作るのに使う「瓦漏」

大阪府内における砂糖作りは、波有手村（阪南市鳥取）の古家勘七郎が安永3(1774)年に和歌山から甘蔗（サトウキビ）の苗木を取り寄せ、植え付けたことに始まります。

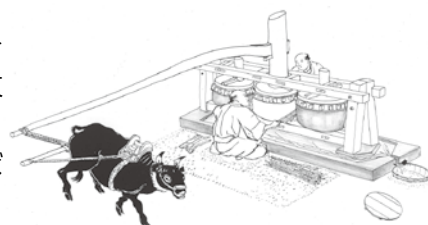
白砂糖の製造方法は、まず「砂糖繰機」でしぼった甘蔗の汁を、あくを取りながらどろどろに煮詰め、白下糖を作ります。その白下糖を「瓦漏」という底に孔のある土器に入れ、その孔から蜜のみをしたたり落とすと「瓦漏」の中に白砂糖ができます。

1800年代半ばには、砂糖作りに専念して稲作がおろそかにならないように、田畑への甘蔗植付けを禁止するお触れが再三出されるほど、砂糖作りは盛んに行われていました。しかし、明治になると海外からの安い砂糖の輸入や機械化の影響により衰退の一途をたどり、姿を消してしまつとともに、それらに使用されていた道具も消失していきました。

そのため本市では、江戸時代の製糖業における泉州地方の重要性を後世に伝えるため、現在残っている砂糖製造用具8点を阪南市指定文化財に指定しました。

※江戸時代、大阪府泉佐野市以南は日根郡、阪南市域は鳥取郷と呼ばれていました。

◎生涯学習推進室（内線 2343）



▲砂糖繰機で甘蔗をしぼる様子

体験型観光「阪南の漁港を訪ねて」を開催します！

とれたてのワカメのしゃぶしゃぶ試食・海苔すき体験と牡蠣小屋見学会

本市は、大阪湾で唯一、海苔の養殖を行っています。その中の1つの西鳥取沿岸で、地元漁師さんの案内で海苔すき体験、とれたてワカメのしゃぶしゃぶ試食、牡蠣小屋の見学などを通じて、漁港の魅力を学びます。ぜひ、阪南の漁港の魅力を体験してみませんか！

▶日時 2月10日(出)午後1時～3時

▶行程 鳥取ノ荘駅南改札口集合～名倉水産～西鳥取漁業協同組合～鳥取ノ荘駅解散

▶定員 先着20人

▶参加費 1人2,000円（海苔すき体験・後日郵送の送料含む）

▶申し込み 2月8日(木)までに電話、ファクスまたは電子メールで（土・日曜日、祝日を除く）

※住所・氏名・年齢・電話番号・緊急時の連絡先をお知らせください。

◎阪南はなやか観光協会 Tel 447-5547 FAX447-5847 電子メール (hannan.kanko@hannan-tb.jp)

広告掲載枠

この広告についてのお問い合わせは、合同会社 IM 総合企画（Tel 072-242-7997）へ

自治会から生まれた
地域の輪

自治会活動紹介 ～舞5丁目自治会～

舞5丁目自治会が主催するイベント「第8回年末恒例もちつき大会」が昨年12月23日に開催されました。

当日は、子ども用の小さな杵も用意され、子どもから高齢者まで多くの方が餅つきを楽しみました。また、ついた餅は、その場で振る舞われるとともに、当日来られなかった自治会会員さん宅に届けられました。天候にも恵まれ、年末の楽しいひと時となりました。



夏には夕涼み会も行われ、たこ焼き・たこせんなどをお届けしています。

今後も引き続き、自治会の魅力を高めるイベントを実施されていくということです。



取組内容をご紹介させていただく自治会を募集しています。詳しくは、お問い合わせください。
☎地域まちづくり支援課
(内線2327)



平成22年度以前の病院事業
会計の債権管理について

このたび、阪南市民病院指定管理者への運営移行前の平成22年度以前の市立病院診療費の未収金などについて、督促などの債権管理が、平成23年度以降適切に行われず、既に時効が成立し、回収不能となった恐れがあることが、内部調査の結果で分かりました。

また、未収金回収などによる現金や預金通帳が病院事業会計に計上されずに別に保管されていた事実が明らかになりました。

このような事実が明らかになったことにつきまして、今後、全力を挙げ事実究明に努め、できるだけ速やかに公表してまいります。

阪南市長 水野謙二

☎保健センター TEL 472-2800

第5期阪南市障がい福祉計画・第1期阪南市障がい児福祉計画（素案）に対する皆さんのご意見を募集します

「だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり」の理念のもと、平成30年度から3年間を計画期間とした「第5期阪南市障がい福祉計画・第1期阪南市障がい児福祉計画（素案）」を学識経験者や公募市民、障がい者（児）団体代表などで構成する協議会に諮り作成しました。市民の皆さんのご意見を募集します。

●公表資料

「第5期阪南市障がい福祉計画・第1期阪南市障がい児福祉計画（素案）」

●公表場所

市民福祉課、こども家庭課、市民情報コーナー、各公民館、地域交流館、図書館、保健センター、箱作住民センター、本市ウェブサイト

●ご意見の提出期間

2月7日(水)～3月8日(木) (必着)

●ご意見の提出方法

持参、郵送、電子メールまたはファクスで市民福祉課へ
☎市民福祉課 (内線 2443)、こども家庭課 (内線 2222)

3地区の新民生委員児童委員・主任児童委員が決まりました

平成29年12月1日から、本市担当の民生委員児童委員2人と主任児童委員1人が新たに決まり、名簿が変更になりました（ 部分）。

民生委員は、地域の中で福祉政策を進めるため、地域の皆さんの立場で行動する役割を持った人で、児童委員も兼ねており、子育てに関する相談も受け持っています。特に、児童の問題を専門とする人が主任児童委員です。困っていることがあれば一人で悩まずご相談ください。（敬称略）

ニュース
トピックス

地区	氏名	住所	電話	地区	氏名	住所	電話	
大西町	河野 節子	尾崎町 1-26-2	471-1360	桃の木台1~4丁目	築野 由照	桃の木台 4-10-2	476-1782	
	川端美津子	尾崎町 1-38-1	472-3036	桃の木台 5丁目	藤本恵津子	桃の木台 5-8-18	476-0017	
宮本町	三井 智子	尾崎町 2-7-7	472-0537	桃の木台6~8丁目	遠藤 邦子	桃の木台 6-10-3	476-2398	
	竹中 茂之	尾崎町 2-18-8	472-0248	尾崎東	本郷 雅昭	下出 39-7	472-5677	
相生町	三澤 俊枝	尾崎町 3-16-20	472-1731	ブリティッシュ尾崎	山下 常子	黒田 48-1(1105)	473-2670	
朝日町	富岡 雅子	尾崎町 4-1-15	471-4500	黒田	山本 博昭	黒田 21-1	472-3152	
	浮田 明	尾崎町 3-8-17	471-3055		丸山きよ美	黒田 321	472-4366	
福島地区	芝野 重廣	尾崎町 537-16	472-4010	下出	小鯛 博之	下出 672-2	472-1912	
	武山 勝志	尾崎町 5-30-37	471-0435		石橋 清子	下出 541	472-1207	
	小川みずほ	尾崎町 5-19-21	472-2714		庄司 美雪	下出 687	472-0271	
	堂本 秀夫	尾崎町 8-33-13	473-0058	石田	森 光造	石田 622-1	471-2445	
尾崎鉄筋住宅	飛島 緑	尾崎町 6-2(8-303)	471-3292	東鳥取石田住宅	津田 健司	石田 995-1	471-1291	
	田中美津子	尾崎町 6-2(11-302)	471-0581		辻 修	石田 600-6(27-302)	471-9088	
	西川美智子	尾崎町 6-2(13-405)	471-5127		河野とも子	石田 600-6(33-106)	472-1556	
泉南尾崎団地	村上 千章	尾崎町 7-1(9-205)	473-2753		奥野 栄一	石田 600-6(28-205)	471-1764	
新町	池田 治代	新町 220	471-2905		柳 正三	石田 600-6(24-104)	473-2371	
	撫井 和美	黒田 113-4	472-4443		亀井 守	石田 600-6(2-406)	473-1269	
鳥取東	畑中 弘子	鳥取 1204-1	471-0467	鳥取中	福尾 喜正	石田 600-6(34-206)	473-1356	
鳥取西	出口 茂一	鳥取 726-2	473-0557		細川 一美	自然田 1467	472-2282	
鳥取南	名倉 勲	鳥取 1085	472-1011		嶋吉 賢一	鳥取中 369-1	472-1552	
鳥取北	大西喜久代	鳥取 1154	472-0132		嶋吉 幸代	鳥取中 215-2	471-2721	
鳥取西・シーサイド貝掛	玉置多美子	鳥取 775-4	473-0895	自然田 1	田中 正子	自然田 1401-7	471-0223	
鳥取三井	石倉 明子	鳥取三井 9-9	471-1958	自然田 2	北野 和子	自然田 1442-6	472-0649	
舞	木村クニ子	舞 1-29-3	471-2779	自然田 3	井田 照夫	自然田 1571	471-9022	
	前田 厚子	舞 1-1-26	473-2300	自然田 4	北村 章	自然田 683-4	471-6405	
	松本 陽子	舞 2-14-13	473-2075	和泉鳥取	中野 愛子	自然田 1691-3	472-3968	
	松島 洋子	舞 3-41-6	471-0667		土生 貞雄	和泉鳥取 701-4	472-1743	
	奥村千枝子	舞 3-39-13	471-2024		井戸 康子	和泉鳥取 650-4	471-5259	
	北山 維子	舞 4-12-5	472-1241	桜ヶ丘	川崎 弘	桑畑 559-49	471-2307	
	南原 盛之	舞 4-17-18	090-3997-0085	緑ヶ丘	岩井 和美	緑ヶ丘 3-14-21	471-3727	
光陽台 1丁目	吉岡 静子	光陽台 1-22-1	473-2873	浄謙 千秋	浄謙 千秋	緑ヶ丘 2-2-5	471-7258	
	光陽台 2・3丁目	山田 康雄	光陽台 2-28-6		472-4581	上瀧 定三	緑ヶ丘 1-16-24	471-7195
	光陽台 4丁目	山本 利信	光陽台 4-8-25		090-3164-0959	山中溪	三澤 律子	山中溪 308-1
貝掛	武輪 景子	貝掛 1458-2	476-5886	桑畑	瀧口 加代	桑畑 343-2	472-1919	
箱作東	佐々木秀行	箱作 983-1	476-5254	さつき台	安峯ヒミ子	さつき台 1-20-5	471-6312	
	坂田 幸久	箱作 918-2	476-1534	主任児童委員	福島 車谷 雅子	尾崎町 8-31-13	473-0323	
箱作西	大西 辰雄	箱作 1047-3	476-5209	委員 (統合前の小学校区で担当)	尾崎	指吸由利子	尾崎町 1-15-11	472-2631
	石本 繁樹	箱作 1110	476-2727		西鳥取	湯川 卓哉	鳥取 1081	471-8884
	松田 時春	箱作 1630	474-2823		舞	尾野 暁子	舞 3-5-5	472-4863
いずみが丘	松下 博	箱作 1586-27	476-5491	桃の木台	鳥山永巳子	桃の木台 7-1-3	474-7230	
	岡田 充司	箱作 2863-13	476-0813	下荘	松田 啓	箱作 1636-1	474-5780	
住金団地	野頭 拓子	箱作 1178-85	476-5280	箱作	楠見 正剛	箱の浦 457-5	476-0465	
東和苑・鴻の台	坂越 加代	箱作 2861-95	476-1708	東鳥取	谷 みさこ	鳥取中 318	472-0444	
万葉台	栗原 安雄	箱作 446-108	474-2262	波太	若野 洋子	黒田 419	472-3166	
プロダンスの丘	山本希代子	箱作 2875-194	476-0226	朝日	成子 洋	さつき台 1-12-29	472-3872	
田山・南山中	中谷 忠	南山中 239	476-0770	上荘	久野多賀子	黒田 48-1(1007)	472-3635	
箱の浦	三田村玲子	箱の浦 3320-20	476-0815	☎生活支援課（内線 2449）				
	菊 八重子	箱の浦 2602-13	476-5353					